

議案第 75 号

四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

四万十町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）を下記のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

四万十町過疎地域自立促進計画の 2 産業の振興（4）計画事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の表中、自立促進施策区分、1 産業の振興（4）地場産業の振興の項の次に次のように加える。

（5）企業誘致	旧丸山小学校シェアオフィス 整備事業	町
---------	-----------------------	---

四万十町過疎地域自立促進計画の 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（4）計画事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の表中

「

町道大井川西土佐線地方道路 整備事業（鍋谷）	町
---------------------------	---

」を

「

町道大井川西土佐線地方道路 整備事業（鍋谷）	町
町道大井川西土佐線改良事業 （井崎）	町
町道大井川西土佐線改良事業 （十川）	町
町道神の川線改良事業	町
町道昭和町榊山線改良事業	町

」に改める。

四万十町過疎地域自立促進計画の 4 生活環境の整備（4）計画事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の表中

「

廃棄物適正処理業務	町
-----------	---

」を

「

廃棄物適正処理業務	町
梅の木谷川河川改修事業（周 辺整備）	町

」に改める。

四万十町過疎地域自立促進計画の6 教育の振興（4）計画事業計画（平成28年
度～令和2年度）の表中

「

地区集会施設整備支援事業	町
--------------	---

」を

「

地区集会施設整備支援事業	町
ふるさと未来館改修事業	町

」に改める。